

平成30年度 長野県人権政策審議会議事録

1 日 時：平成30年9月19日月曜日 午後1時30分～3時30分まで

2 場 所：長野県庁3階 特別会議室

3 出席者

委 員：荒井武志、一由貴史、閻小妹、菅沼尚、菰澤久人、増田英子、増田由喜子、水本正俊

長野県：危機管理部消防課、企画振興部広報県民課、企画振興部交通政策課、企画振興部地域振興課、総務部人事課、県民文化部文化政策課、県民文化部県民協働課、県民文化部くらし安全・消費生活課、県民文化部国際課、県民文化部次世代サポート課、県民文化部子ども・家庭課、健康福祉部健康福祉政策課、健康福祉部医療推進課、健康福祉部地域福祉課、健康福祉部健康増進課、健康福祉部保健・疾病対策課、健康福祉部介護支援課、健康福祉部障がい者支援課、健康福祉部食品・生活衛生課、環境部環境政策課、産業労働部労働雇用課、農政部農業政策課、林務部森林政策課、建設部建築住宅課公営住宅室、会計局契約・検査課、教育委員会教育政策課、教育委員会義務教育課、教育委員会高校教育課、教育委員会特別支援教育課、教育委員会教学指導課、教育委員会心の支援課、警察本部警務部警務課
事務局 人権・男女共同参画課

1 開 会

(事務局 人権・男女共同参画課 松原課長補佐兼人権尊重係長)

皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから長野県人権政策審議会を開会させていただきます。事務局を担当いたします、人権・男女共同参画課の松原でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、委員の委嘱についてご報告申し上げます。今年4月1日付で10名の皆様に委員を委嘱申し上げました。2年間の任期となりますが、よろしくお願いいたします。

本日は小林委員、中井委員から所用のため欠席する旨、連絡がありましたので、8名の委員の皆様にご出席いただきまして、長野県人権政策審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、角田道夫県民文化部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(角田県民文化部長)

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました県民文化部長の角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、お忙しいところ、長野県人権政策審議会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、先ほど申し上げましたけれども、審議会委員につきましてお引き受けをいただきまして大変ありがとうございます。今後2年間、それぞれのお立場から県の人権施策につきましてご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

現在、人権関係ではいじめですとか、あるいは児童虐待問題、さらにはスポーツ界のハ

ラスメント問題、性と国籍との多様性に関する人権侵害など、大きな問題になっております。この点につきましては、皆さんご承知のとおりというふうに存じますけれども、このような中で、県民の皆様一人ひとりが自分自身の問題として、改めて人権についてお考えいただく必要があろうかというふうに考えております。

しかし、また同時に県としての施策という面からも強化が必要だというふうに考えておりました。後ほど、県としての取り組み全般についてもご説明申し上げますけれども、特別支援学校における就労強化支援対策ですとか、あるいはまだまだ勉強段階であり、施策には至っておりませんが、LGBTに関する研修なども内部的には進めております。こうした取り組みを進めることによりまして、先ほど申し上げました、県民の皆様の自分事化していくというところに少しでも近づいていければというふうに考えております。

本日、平成30年度の人権施策等についてご審議をいただくわけでございますけれども、多くのご経験、あるいは現場に根ざしたご見識、そういったものを踏まえたご意見をいただくことによりまして、県としての人権政策の充実を図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、大変失礼ですけれども、私、2時ごろには別の会議で中座をさせていただきますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原補佐)

ありがとうございます。本日は委員を委嘱させていただきましてから初めての審議会でございますので、私のほうでお手元の名簿に従いましてお名前をご紹介申し上げますので、大変恐縮でございますけれども、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、初めに荒井武志委員、お願いいたします。

(荒井委員)

皆さん、こんにちは。私、県議会議員で千曲市から選出させていただいております荒井武志と申します。現在2期目でございますが、今、環境産業労働観光委員会の委員長を仰せつかっております。また皆さんからいろいろとお話を聞かせていただく中で、私も一緒に勉強し、また考えてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原補佐)

続きまして、一由貴史委員、お願いいたします。

(一由委員)

弁護士の一由と申します。ここには何年目か、ある程度長く出席させていただいておりますけれども、弁護士としての立場から参加させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原補佐)

続きまして、閻小妹委員、お願いいたします。

(閻委員)

信州大学の閻ですが、35年前に中国から来た者です。本日が初めてですが外国人からの視点から何かありましたら皆さんと一緒に勉強して、また意見を述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原補佐)
続きまして菅沼尚委員、お願いいたします。

(菅沼委員)

どうも、皆さんこんにちは。長野市立の長野高等学校、それから長野中学校の校長をしております菅沼尚と申します。よろしく申し上げます。この3月まで県の教育次長ということでこちらでお世話になり、ありがとうございました。

学校現場の立場から、今思っていることを語らせていただければと思いますし、また、広い範囲で人権ということも語る機会がありませんので、一緒に学ばせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原補佐)
続きまして、菫澤久人委員、お願いいたします。

(菫澤委員)

皆さん、こんにちは。長野県同和教育推進協議会の、事務局次長ということで、非常勤ですが務めております、菫澤久人と申します。

現職の時代は県内の小中学校等の教員をしておりました。稲荷山養護学校を最後に退職して、その後、この長野県同和教育推進協議会の事務局におり、予算がないものですから一人で6年間務めて、現在、次の者にバトンタッチをして、今は事務局次長ということで、月曜日だけ、すぐそこの妻科庁舎に勤めております。よろしく申し上げます。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原補佐)
続きまして、増田英子委員、お願いいたします。

(増田英子委員)

皆さん、こんにちは。ふだんは長野市内で小児科の開業医をしております。長野県小児科医会こどもの心検討委員も兼ねております。よろしく申し上げます。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原補佐)
続きまして、増田由喜子委員、お願いいたします。

(増田由喜子委員)

皆様こんにちは。増田由喜子と申します。社会福祉法人長野命の電話、評議員、相談員をしております。あと地域で民生委員の副会長も仰せつかっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原補佐)
続きまして、水本正俊委員、お願いいたします。

(水本正俊委員)

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました水本でございます。長野県の企業人権教育推進連絡協議会の会長を仰せつかっております。あと、長野県経営者協会の専務理事も

やっております。

この審議会委員、結構長くやっておりますが、あまりお役に立てているのか疑問でございますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原課長補佐兼人権尊重係長)

ありがとうございました。

次に県側の出席者を紹介申し上げます。角田県民文化部長のほか、事務局を担当いたします県民文化部人権・男女共同参画課長の山田明子。

人権・男女共同参画課及び庁内の人権施策に係る課の職員でございます。職、氏名等は出席者名簿のとおりでございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしてございます資料といたしましては、会議次第、委員名簿、長野県人権政策審議会条例、資料1「平成30年度人権施策一覧」、資料2「平成30年度新規・拡充事業等の概要」、資料3「平成29年度県政モニターアンケート調査」それから、長野県人権政策推進基本方針、概要版のパンフレットでございます。

また本日、お手元にお配りいたしました資料は、県側の出席者名簿、座席表、資料4県民ホットライン制度の概要、長野県総合5か年計画しあわせ信州創造プラン2.0の概要版の冊子、それから人権ながの第29号、人権つうしん第55号、以上でございます。不足等がございましたら係りの者がお伺いいたしますので、お知らせいただきたいと思います。

続きまして本日の日程でございますが、審議は午後3時30分ごろの終了を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

3 議 事

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(事務局 人権・男女共同参画課 松原課長補佐兼人権尊重係長)

それでは議事に入らせていただきます。次第3(1)の会長の選任について、お諮りしたいと存じます。

会長につきましては、条例第5条により委員の互選によることとなっております。会長の選任につきましてご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

挙手いただいております水本委員さん、お願いいたします。

(水本委員)

委員の互選ということでございますけれども、事務局のほうで何か案をお持ちでしたらお願いしたいと思っております。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原課長補佐兼人権尊重係長)

ただいま水本委員から事務局の提案というご意見がございましたけれども、委員の皆様いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

よろしいでしょうか。それでは、事務局案を申し上げたいと存じます。

一由貴史委員に会長をお願いできればと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、委員の皆様のご賛同によりまして、一由委員が会長に選出されました。一由会長におかれましては、おそれいりますが、会長席にご移動をお願いいたします。

本審議会の議長は、条例第6条の規定により、一由会長をお願いいたします。

それでは最初に会長からごあいさつをお願いいたします。

(一由会長)

それでは一言、ごあいさつを申し上げます。ただいま、皆様の推挙によりまして会長という職務を担うことになりました。よろしくをお願いいたします。

本審議会は人権政策に関する重要事項について調査、審議するために設置されております。長野県の人権政策推進基本方針に基づき、県の人権施策が今後一層、効果的に推進されるよう、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、活発な審議会になるようなご努力をお願いいたします。

簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

(事務局 人権・男女共同参画課 松原課長補佐兼人権尊重係長)

ありがとうございました。これより審議会の進行を会長をお願いいたしますが、初めに条例に基づき、職務代理者の指名をお願いいたします。

(一由会長)

それでは進めさせていただきますが、会議の議事に入ります前に、条例の第5条第3項の規定によりまして、会長の職務を代理する委員を指名させていただきたいと思っております。

会長の職務を代理する委員は、小林広美委員をお願いしたいと思っております。なお、小林委員は本日、急遽ご欠席ということですので、事務局より小林委員にご承諾いただくようにご連絡をお願いいたします。

審議会の運営について確認をお願いいたします。傍聴については、審議会は原則、公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には所定の傍聴席で傍聴いただくこととします。

審議会の議事録につきましては、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容をご確認いただき、修正の上、会議からおおむね1カ月以内に長野県のホームページで公開することといたします。また、議事録では発言者の氏名が表記されます。

以上、2点につきましてご了解いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご意見がないようであれば、このようにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(2) 平成29年度人権施策の実施状況について

(3) 平成30年度の人権施策について

(一由会長)

それでは議事に入らせていただきますけれども、次第の(2)、(3)について、あわせて資料1により事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(山田人権・男女共同参画課長)

<資料1により説明>

<資料3により説明>

<資料4により説明>

(一由会長)

引き続きまして、資料2の平成30年度の新規拡充事業等の概要について、ご担当の各課からご説明いただきたいと思っております。

<資料2により担当課から説明>

(一由会長)

ご説明は以上でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいたそれぞれの施策、いろいろなものがございましたけれども、それぞれの施策についてご質問、ご意見等、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか、どうぞ。

(増田由喜子委員)

初めに、山田課長さんのほうからお話しございました、しあわせ信州創造プランについてです。私、県で出しましたこのプランについての新聞の切り抜き、全面広告や冊子を今日持ってまいりました。

このごろのニュースで、何か認知度が40何%とかと報道されていまして、50%近かったような、ちょっと正確な数字は覚えていませんが、45.幾つだったような気がいたします。せっかく、こんな立派な冊子をいただき新聞にも出ているのに県民に認知されていない、何か理解されていないというのは、とても寂しいですね。とてもこの立派なことをうたっていることを県民が理解していないという。せっかくお金、税金をかけているんですよ。45.幾つ、50%近いということは、子どもさんとかお年を召した方も入っているんでしょうけれども、二人に一人しか理解していないということは、それだけ政治に関心を持っていないということにつながっていくんじゃないかと。それも、一番身近な選挙の県知事選も投票率がよくなかったですね。

ですから、活字離れということもあるんでしょうけれども、もうちょっと県民の皆さんに認知していただく努力と申しませうか、何か施策があればいいかなと思っておりますが、その辺はどんなふうにお考えでしょう。

(山田人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。本日もこういった形で、プラン策定をした初年度ですし、昨年も前の委員の皆様ではありますが、策定に当たりまして審議会の委員の皆さんにもご意見をお伺いしましたので、ご説明をさせていただきました。

私どもといたしましては、さまざまな場面で、とりわけごあいさつをさせていただくような時には、基本的に5か年計画についてはお話しさせていただくようにはしております。

ただ、なかなか中身の細かい部分までというところ、ご説明しきれない部分がございます。今日お話しさせていただいたように、今日は人権施策の審議会でございますので、どうしても人権の部分を中心という形になってしまいます。そういう意味で全体でどこまでか、というのは難しい部分もあると思いますが、引き続き、全ての職員がこのプランを広めるということについては努力していかねばならないというふうに考えております。

(増田由喜子委員)

ありがとうございます。

(一由会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

(菟澤委員)

29年度の実績と、それから30年度の取り組みというようなことでご説明いただきましたが、その中で今年度、旧優生保護法のもとでの人権侵害が明らかになって、報道機関でも繰り返し報道されているところですが、そのことについてちょっとご説明いただければありがたいです。

(一由会長)

担当の部局、お願いできますか。

(保健・疾病対策課)

保健・疾病対策課の田中と申します。旧優生保護法に関する対応ということで、部長や、知事に相談しながら進めているところであります。

報道もありがとうございます。まずは、その当事者の方たちやご家族の方の思いを十分にお聞きして実態を把握し、国に対して当事者の方の思いをつなげていくというような形で進めていくことを考えておまして、国への要望について、現在部内の各関係課、知事とも相談している状況でございます。

(一由会長)

よろしいですか、はい、ありがとうございました。

ほかに何かございますか、どうぞ。

(増田英子委員)

増田です。しあわせ信州創造プランについて意見を述べます。

総合的に展開する重点政策が6つ掲げられています。11ページから25ページまで6つの項目があります。確か、あらかじめメールで意見を求めますというお知らせが私のところにも来まして、そのときに子どもや若者、女性、それから障がい者などに対する項目が後ろのほうにあるから、もっと前に出してほしいという意見を出しました。にもかかわらず、1番が学びの県、2番が産業の生産性、3番、4番と来て、5番目によく未来を担う若者、子ども、そして人口の半分を占める女性、弱者の方々の項目が来ているんですね。

これをもっと前に出して、長野県としての姿勢を示すべきだったのではないかなと思います。以上です。

(一由会長)

今のはご意見ということで、ご質問ではなくご意見ということによろしいですか。はい、ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ。

(荒井委員)

荒井でございます。これは通常年に1回程度開催というふうに伺いましたが、まずはそれをちょっと教えてほしいんですが。

(山田人権・男女共同参画課長)

近年は年に1回程度というような開催状況でございます。

(荒井委員)

ということであれば、今日、29年度の実績をお聞きし、そして30年度こういうふうに行っているということをお聞きしましたが、1回ですと、当然、31年度に向けては、どんなところに重点を置いて長野県はやっていくんだということが聞かせていただけない状況ですし、これから31年度の予算をつくるということだと思うので、そういう点ではなかなか難しい部分もあろうかと思えます。ただ、ここに委員さん方が集まっている中で、やはり新たな方向性なり、あるいは来年、再来年度、こういうところに力を入れていくんだということもお聞かせいただく中で意見はどうかというふうにしていかないと、なかなか発展性がないのではないかと思います。これは意見としてといたしますか、私の思いとしてお話をさせていただきました。

それからもう一つ、先ほど資料3でアンケート結果のご説明がございました。人権に関する意識のアンケートです。28年度が50.1%で29年度が50.3%ということでした。

それを踏まえて0.2%上がったというふうに理解するのか、0.2%しか上がっていないというふうに判断をするのか、その辺は、担当部局としてどんなふうに捉えておられるかお聞かせいただきたいと思えます。

(一由会長)

では、この審議会の運営の問題と、それからアンケートのパーセンテージの捉え方の問題と、2つお願いいたします。

(山田人権・男女共同参画課長)

1点目の運営の問題につきましては、委員さんがおっしゃいますように、30年度はこのように進めているということの中からご意見をいただきまして、これから31年度の事業、施策を検討していくというような段階でございます。この審議会でも31年度の施策構築に向けてもご意見をいただくというような形で反映させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから県民アンケートの結果でございますが、0.2%ということは、やはりあまり変わっていないというふうに思っています。28年度につきましても50.1%、29年度が50.3%で、ほぼ横ばいであるというふうに認識はしてございます。

私どもといたしましても、なるべく人権問題につきまして身近に感じていただけますように、プロスポーツの皆さんと連携をした取り組みでありますとか、それから美術専門校の皆さんにご協力をいただいてポスターを製作していただき、啓発とか周知をしたいというようなこともさせていただいております。一方で、子供のいじめですとか虐待によるも

のですとか、昨今の「#Me Too」運動といったような、いろいろな社会の中で起きる人権の課題が大きく報道されたりしますと、そういう部分でやはりアンケートも皆様の意識の中に跳ね返る部分もあるのではないかというふうに思っております。横ばいである調査結果について、決してこれでいいというふうに思っているわけではございませんので、引き続き啓発には努めてまいります、一方で、いろいろな状況もあるのではないかということも感じています。

(荒井委員)

状況はわかりました。もう1点の31年に向けては、今日の見解も踏まえて努力するというふうに承りました。

50.1、50.3の件ですが、私は長野県が、長野県として人権に関して尊重されるようにという県民PR等をやる中で、やはり私が思うには、もっと身近な市町村の行政当局等とも、これまで以上に密接に連携を図りながらやっていかないと、やはりレベルアップになっていかないんじゃないかなと思います。

ですから、私とすれば人権関係について、これまでやっているものを整理いただくとか、あるいは少し市町村の皆さんとも意見交換をしていただくような場面をしっかりとつくっていただいて、そして長野県全体が県民の意識が上がるような取り組みにつなげていただければいいと、要望させていただきたいと思います。以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。ではご検討のほどをよろしくお願ひいたします。
ほかにごございますでしょうか。はい、どうぞ。

(水本委員)

荒井委員の意見に賛成です。何しろここに164項目もありまして、非常に一生懸命やっていたというものは評価できると思いますが、29年と30年を比べますと、もう達成したからやめるという項目が一つも見られないということで、本当に見直しをしているのかどうなのか疑問に思います。

それとともに、この30年度は拡充だけで新規がありませんが、以前は新規も含まれておりまして、廃止がなくただただ増えていくだけといった過去があります。ぜひ中身をもっと見直しをしていただいて、もう達成したものについては少なくしていくというような、もう少しめりはりをつけた施策にさせていただければありがたいなと思います。

それから、冒頭に増田委員の新しいプランについてPR不足というようなお話もございました。本当に一生懸命こういう冊子をつくっていただいています、県民はほとんど関心がないというような状況ですので、私も事あるごとにPR不足だということを言っているんですが、なかなか、皆さん一生懸命やっている割には県民が理解していないというようなところで、ぜひもう少し、この場で言うのがいいのかどうなのかかわかりませんが、またほかの場面で、私のほうから意見として申し上げたいというふうに思っています。以上です。

(一由会長)

今のはご意見ということで、大丈夫ですか。ありがとうございます。ほかにはありませんでしょうか。

(菅沼委員)

一つ確認になりますが、障がい者の雇用率の問題で、国のほうの関係は大きく報道されました。もう一度、長野県の状況がどうなのかということを確認させていただければと思います。

(一由会長)

ではご担当の部局、いかがですか、人事課さんですね。

(人事課)

人事課の松本でございます。障がい者雇用率の問題につきましてご質問をいただきました。

平成30年度の障がい者雇用率につきまして、既に厚生労働省に報告をさせていただいているところでございます。この調査におきまして、雇用率に障がい者として算入した99名の職員につきまして、国等の問題を受けまして、改めて障害者手帳等をお持ちかどうかを確認させていただいたところでございます。

そうしましたところ、職員の99名のうち11名が手帳を実際は有しておらず、これによりまして、法定雇用率を満たしていたと考えていたところ、実際のところは満たしていなかったという問題でございます。

この理由としましては、国のガイドラインではきちんと障害者手帳等の有無をもって障がい者であることを確かめましょうと定めておりますが、ガイドラインへの認識不足がございまして、これまで人事面談ですとか本人からの申告等によりまして障がいを持っている、大病を患っているといったような事実をもって、実際には障害者手帳等を持っていない方についても障がい者として算入していたものということでございます。

(菅沼委員)

ありがとうございました。私、学校に今いる者として、また去年まで教育委員会の中にいたということでその雇用率の問題にはいろいろ関わってきたという部分もあります。

こういうふうの問題になったからこそ考えなければいけないと思いますが、例えば学校の教員の場合には、ほとんどの者が免許を持っていないければその職につけないというものなんです。そうすると、その雇用率の数字云々というのは法律で決まってしまうからやらなければいけないわけですが、そもそもこの免許を持っている人で、障がい者がどのぐらいいるのか、もしその数字が少ないとすれば、どうして免許がとれないのか、どういう環境であれば取れるのかということまで掘り下げていかなければ、本質的には解決していかないと思います。何とか数字を達成しようではなくて、そもそもところで、どの程度の人が免許をとれているか、取る環境があるのかということからきちんと把握しなければ、結局、雇用率を守る環境が整備できていかないというか、障がい者の雇用を保障できていかないということになるのではないかなと思うんですね。そんなことを感想として思っています。

ほかにもお話しさせていただきたいと思いますが、今日、説明の中で、LGBTのことがかなりいろいろなところで出てきました。学校で生徒たちがキャリアを考える中で、今はいろいろな経験、体験を持っている人に話を聞くような機会がかなりあります。そういう中でLGBT等の方の話を聞いたりしますと、やはり生徒たちは非常に興味を持っているということがわかります。それだけ敏感だというふうに思います。ですから、まだ始まったばかりだと思いますけれども、この一連の政策の中にLGBTに関することについて

きちんと位置づける必要があるのではないかなということ、学校の中で生徒の様子を見ながら感じているところです。

それからもう1点、県民のアンケートのところで、女性に関することの中で、男女の固定的な性的役割分担意識というものがかなり高くなっております。これは私の感覚ですけども、長野県は結構このような意識が強いところがあるのかなというふうに思うところがあります。

例えば高校には工業科というのがありますが、どのくらい女子が行っているのか、数字を見るとやっぱり低いんですね。それは県によって、産業の構造みたいなものに違いがあって、デザイン系が多かったりすれば女子が多くなるという要因もあるのですが、やっぱりかなり低いというのが事実です。工業科の取り組みとして、工業科の女子生徒が中学校へ志願する前に行ったり、工業高校の女子生徒が高校の枠を越えて情報交換や話し合いをしてみたり、少し動きが出てきています。しかし、根本的なところではやはり親の意識といいますか、県民の意識がかなり影響しているんじゃないかということを感じています。

(一由会長)

ありがとうございました。意見ということによろしいですか、はい。

今、いただいた意見について、県のほうで何かご説明をしておきたいことなどありましたら。

(山田人権・男女共同参画課長)

LGBTの関係ですけども、先ほどいろいろなセミナーであるとか、職員の研修会とかでも取り上げさせていただいています。お話をいただきましたように、学校も含めて、県としてどういうふうにしたらいいのかということもあるかと思えますし、その意識をどうつくっていくのかという部分と両面あるんだろうというふうに思いまして、先ほど部長が冒頭のあいさつでお話をいたしましたけれども、県庁内の関係課で勉強会をするところから始めさせていただいて、実際県はどんなことができるのかというようなことの研究を、少しずつ始めさせていただいています。いずれ、全体的な部分の方向というものも検討していきたいというふうに考えております。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかにご意見、質問がありますか。

(増田英子委員)

増田です。県政モニターアンケート調査の結果について質問があります。

回収率が80%で回答数が983人いるわけですが、人権に対する質問の間12、13、14の男女あわせた結果しか示されていません。年代別、あるいは性別のデータをお持ちでしたら教えてください。

それから、これだけの数の回答者がいるわけですから、もう少し解析しようと思うと例えば40歳未満、40歳から60歳未満、60歳以上の3分割もできると思いますので、次回からはもう少し詳しい結果を教えてください。質問とお願いでした。

(一由会長)

今の点はいかがでしょう。

(山田人権・男女共同参画課長)

申しわけありません。問11の「人権を尊重する意識が定着した住みよい県ですか」という問いに対しましては、女性の46%が「そう思う」「少しはそう思う」、男性の54.5%が「そう思う」「少しはそう思う」というような形で、女性のほうが男性に比べて「そう思う」あるいは「少しはそう思う」と感じている人の割合が低くなっているというのが性別の状況でございます。

年代別でございますが、「そう思う」「少しはそう思う」の割合が低いのが30代で37.3%、30代以降につきまして、40代は43.9%、50代は43.6%ですが、それ以降につきましては年代が上がるほど「そう思う」「少しはそう思う」という割合が高くなっているというような状況でございます。

申しわけございませんが問13、14のところについては詳しい情報がございませんが、全体の人権の意識のところについてはそのような状況でございます。

またご指摘をいただきました来年度以降につきましては、少し分析をしながら導入を考えていきたいと思っております。

(増田英子委員)

ぜひよろしく申し上げます。

(一由会長)

ありがとうございました。ほかにもございますか。

(菰澤委員)

インターネットによる人権侵害についてちょっと質問をさせていただきます。施策の一覧表の24ページにインターネットによる人権侵害がまとめていただいております。

今日、ネットで部落とか同和とか、在日というようなことを打ち込みますと、おびただしい、明らかに人権侵害と思われるヘイトスピーチが並んでいるわけです。それに対して県の施策では、その啓発事業を中心に取り組んでおられますが、実際にこの人権侵害と思われるホットラインについては説明がありましたが、ネットの人権侵害について、県としての監視体制というものはどうなふうになっているのか、教えていただければと思います。

(一由会長)

今の点、いかがでしょうか。

(山田人権・男女共同参画課長)

先ほど、県民ホットラインにつきましては県のページということでございますので、それについての記載は県としての対応をさせていただいたということでございますが、一般的なインターネットの書き込み全体ということでは、県といたしましては特にモニターというようなことは、今はまだできていない状況でございます。やはりインターネットの部分には、ある意味、エリアが限られない難しい部分もございますので、全国的なところでき取り組んでいただきたいというふうに私どもとしては思っているところもございます。今のところは、モニタリングというところまでは出来ていないという状況でございます。

(菰澤委員)

私の意見なんですけれども、啓発活動というのは非常に大事で、熱心に取り組んでいた

だいておりますが、人権侵害に係わっては具体的な取り組みが、たとえ小さな一步でも、進めなければなかなか変わっていかないというのが私の意見です。

先ほど申し上げたように、ネットには、おびただしい明らかに人権侵害と思われるヘイトスピーチが並んでいるわけです。

県としての監視体制は非常に厳しく、市町村での取り組みも同様に大変厳しいかと思いますが、可能な中で踏み込んでいただければ、少しでも解消に向けての推進にもなってくるんじゃないかと思います。

既に取り組んでおられる他県の市町村なり県とか、あるいはNPO法人等に委託してやっているというような取り組みというのがございます。とにかく現在は野放しの状態で、もう出したものの勝ちみたいな状況が甚だゆゆしきことかなと私は思っております。ぜひご検討いただければありがたいです。以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。今の点、また内部でご検討いただければと思います。ほかにございますか。

実は私も幾つかお尋ねしたい点がありまして、この資料1の80番、施策のNo.80番の学校生活相談体制充実事業で、学校生活相談センターに臨床心理士を配置、相談に当たるということで、こちらについての質問です。

この相談で、いじめ等に関する相談の実績がもしおわかりでしたら、1年間にどの程度の相談があったのか、あるいは差し支えない範囲でいいんですが、どういった対応、例えばいじめであるとか、その他であるとかの内容はお分かりになりますか。

それからもう一つは、いじめがやっぱり一番心配というか深刻な問題かと思うんですけども、相談があったときに、例えば子供さんが悩んで電話してきて、話を聞いて終わってしまうのか、内容によってはとても深刻な問題だからということでどこかにつなげるとか、何らかの対応なり支援なりが始まる形になるのか、その辺の仕組み等を教えていただければと思います。

(教育委員会 心の支援課)

心の支援課の中澤と申します。ご質問、ありがとうございます。

具体的な相談件数については、ちょっと手持ちで私、持ってまいりませんでした。また後ほどお知らせできればというふうに思います。申しわけありません。

相談に対しては、私も実際に電話に出たりいたしますが、電話、それからメールですね、メール相談。そして、最近話題になっていますLINEでの相談がございます。

実際には多いときで電話、勤務時間内で、1日に7～8件ぐらいかかってまいります。中身は全ていじめということではないのですが、いじめについても相談がある場合がございます。本人がかけてくる場合、それから保護者が心配をしてかけてくる場合もございます。

基本的に傾聴して、まず状況をお聞きするようなところから始まるんですが、匿名でという場合には、無理に名前をこちらからお聞きするというようなことはせずに聞いております。とにかく聞いているうちに、事案としたら心配であるというような場合には学校にお知らせすることもできるのですが、お名前や学校名をお聞かせ願いますかということをお聞きして、それを了承していただいた場合、お名前、学校名をお聞きし、この状況をご自身や保護者からは学校にはなかなか言えないという場合に、かわりに校長、または教頭にこちらから連絡をいたします。その該当児童・生徒が今、このようなことで悩ん

でいるというような情報を共有しまして、そして学校のほうへもその子と話ができるようなつなぎをしているというようになっております。

時間外についてはダイヤルセンターが東京のほうにつながってしまうものですから、夜中の相談等については、翌日メールにて、当課にこのような相談がありましたということで朝情報が入ってまいります。その中でやはり連絡を希望したものについては、今、申し上げたように学校につなぎながら解決を図りたいということで行っています。

ときには、学校へ連絡する前に実際に臨床心理士に会って話を聞いてほしいというような事案もありまして、実際に県庁にお見えになって対処相談2時間、3時間というような場合もございます。そのときもできるだけお話をお聞きしながら学校等に連絡をさせていただいて、できるだけ多くの者がその状況を知って解決を目指していくというような体制で今、臨んでいるところであります。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。よくわかりました。ほかには何かございますか。

特にないようであれば、人権施策の実施状況についてというところにつきましてのご意見は終わりとなります。

ほかにも人権施策全般について、委員の皆様からご意見なり、ご質問等がありましたらお出しいただければと思います。

(増田英子委員)

資料2の平成30年度新規拡充事業の5番目。下のところに技能検定の実施、新たな検定種目を開発とあります。特別支援学校の生徒さんに向けての技能検定の実施項目や内容については、生徒さんたちの実態に即した検定内容の検討などが行われたと思いますが、そこに医師の関与はありましたでしょうか。

(一由会長)

この点はいかがでしょうか。

(教育委員会 特別支援教育課)

今回、この技能検定を実施する特別支援学校は、知的障がいの生徒さんたちが対象になります。基本的に学校の中でいわゆる作業学習ということを行うんですけども、その中で清掃ですとか、あるいは今回、新たに喫茶部門を入れますが、そういった活動を学校の中で作業学習まで行って、その延長の形で、そこに企業の方のアドバイスをいただきながら検定を行いますので、学校の中で取り組んでいる児童・生徒さんを対象にしておりますので、今のところ、ご質問のように医師が入っていくことはないです。

(増田英子委員)

現在行われている作業の延長ということですね。実は特別支援学校の生徒さんは、ある部分は能力が低けれども、別の角度から見ると秀でているという要素を持っている子がいます。ですから、現在の単純作業のみで技能検定を行うのではなくて、その子が持っている別の能力に光を当てて技能検定を行うということも必要なんじゃないかなと思います。驚くような能力や根気を持っている子がいますので、検討をお願いします。以上です。

(一由会長)

今、ご意見をいただいたということでお願いいたします。ほかに、いかがでしょうか。

(増田由喜子委員)

質問ではございません。今後についての要望ですけれども、資料3のアンケートの結果の間12です。長野県で起きている人権問題。上から、子供、女性、障がい者、高齢者ですが、多い方から4番目の中に、もう私は女性であるのと高齢者と2つ入っています。個人的に差別とか何かを受けた記憶はありませんけれども、この頃、また新聞の記事にもありますが、女性議員が少ないのをどうしていかうかというものに関連いたしまして資料1の施策の10ページの51番、女性の活躍推進事業というところに、女性が議員になるための何か講座や研修のバックアップがあるといいですね。今、市町村で議員さんのなり手が減ってきているというニュースも報道されておりますので、長野県だけでの問題、課題ではないとは思いますが、日本全体にもうちょっと女性が働きやすくということにおいて、これはどこの地域から発信していてもいいわけですよ。ですからもうちょっと女性が議員になっていただきたいです。今日のこういう会議に出てまいりましても、ニュースの映像を見ていても、会議というともう男性しか映っていませんよね。

ですから、女性が進出してこなければ、女性のことは男性にはもう一つわかりづらい部分もあつたりしますので、対等といいましょうか、同等に女性もこういう中で発言をして、女性の立場を改善していただくように訴えていかないと、世の中、男性だけで動いているというのはどう考えても何か民主主義といえませんが、新しい時代とは言えないような気がいたします。その辺もうちょっと政治の面から働きかけていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございます。ご要望ということでいただきます。

そういった大きな視点からのお話でもかまわないので、閻先生、何か外国人ということに限らず、ご要望やご意見などありましたらお願いしたいと思います。

(閻委員)

実際には私もこの資料をいただいてから少し見させていただきました。ほとんどの項目は件数とか記載があるんですが、具体的な例はほとんどないです。例えば9ページの37番の外国人に対する生活相談では、こういう相談件数がかかなりありますとか、外国人の方から相談してよかった、あるいは国際課からのアドバイスを受けてよかった、あるいは全然、そんなことは県のレベルでは解決できなかった、相談しても無駄とか、無理な相談だったとか、そういう具体的な例の紹介があると、少しでもみんな何を悩んでいるのかわかるような気がしました。

母国語の提供事業とかは、母国語を勉強して、何かの仕事についたとか、あるいはそれで解決ができたとか、事業の実績、具体例はほとんどないので私の頭には、幾ら資料を見ても理解ができなかった。具体的に、どんなことで相談してよかった、どんな実施例があつてよかったのかわからないので、今後、何を続けて行っていいのかとても理解できなかったです。

だから、資料には具体例な少しでも成功した例、あるいは結局あまり効果がない例が無いと、問題がどこにあったのかイメージがわかなかつたので、要望としては、少しでも具体的な例があれば提示して、教えていただければいいなと思っています。以上です。

(一由会長)

せっかくですからもしおわかりになればということなんですけれども、差し支えない範囲でこの多文化共生くらしのサポーター設置事業で、外国人の方が通訳の方、国際課協会の方を通じていろいろな相談、例えば出入国関係、暮らし一般、医療・福祉・年金とか、分野ごとの件数もありますが、相談者の方にとってこんな形で役に立ったというようなものがあれば、何か紹介していただければと思いますが。

(国際課)

国際課の増尾です。件数だけ出てきたのでわかりにくくて申しわけありませんでした。

ANPI、東庁舎にあります長野県国際化協会の中で、長野県内で今、県内の定住者、外国籍県民33,000人近くいらっしゃるんですけれども、その方々に母国語で相談受付ができればということによってやっております。

比較的多いのは、言葉の関係があるので出入国関係の書類関係が苦労されるようで、そういう相談がその内訳の一番上にあります。

基本的には電話相談を行っておりますが、わかりにくかったり、資料を見て説明してほしいということであればご予約をいただいたり、相談受付を来所でも受けつけておりますので、実際にお会いして寄り添った形でお話をさせていただいてご説明をさせていただくこともあります。また、例えば役場やいろいろな公的施設、学校から配られるお便りとかそういうものがわからない、読めないという方でありましても、お持ちいただければ一緒にわかる範囲で翻訳というか寄り添いながら中身を見せていただくこともあります。それが暮らし一般みたいなところです。

あと医療とか年金について、日本の制度で難しいということがあればご説明させていただいたりということで、お一人お一人の困り方がいろいろ違うので、それぞれの形に寄り添った形でやらせていただいている、何度もお越しになる方もいらっしゃいますし、1回で解決される方もいらっしゃいます。

また、こちらのほうに配置している言語、4言語と英語の対応もできますので5言語ですが、その他の相談があった場合も、こちらのほうで把握している通訳者をご紹介するなどして対応させていただいております。

お手元の資料については、来年度はもう少しわかるように記載したいと思います。よろしく願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。今のご説明でよろしいですか。

(閻委員)

例えば暮らし一般で具体的な見出し、例えば住宅を借りるときに何か問題があったとか、とにかく具体的な、どういうことが一番多かったとか、どういうことで相談があり、こちらから教えてよかったということをおわかりやすく紹介できないですか。

(一由会長)

今、お手元にそういうデータがなければ、なかなか即答は難しいかなと思いますがいかがでしょうか。

(国際課)

そうですね。今、月1回相談、どんなことがあったとか困ったという相談を受け付けしていますが、個別に相談を継続しているかとか、どういうものがあったところまでは把握していないので、今後、もう少し把握していくようにしていきたいと思います。

(一由会長)

このことに関して、私も弁護士として業務をするときに例えば多重債務の問題があったりします。外国人の方が何か貸金業者から手紙なり督促なり、あるいは裁判を起こされたりして、ただよくわからない、何が書いてあるかもよくわからないしとても不安だというときに、ここの国際化協会の方が弁護士なり法テラスなりにつなげていただいて、そこで専門家のアドバイスをその母国語を通じて受けると、例えば多重債務であれば自己破産であったり、任意整理であったり、そういった必要な処理をするということで、私たち弁護士からすれば非常に好評な事業であります。そういった外国人の方が法律問題で、入管の問題、多重債務とか離婚とかDVとか、そういう事案もあると思いますので、私個人的にはとても外国人の方には役に立っている事業だと思いますのでぜひ続けていただきたいですし、また今、ご指摘いただいたこの場での説明としては具体例を少し添えていただくと、やはり事業の有用性がわかるのかなと思いますので、またご検討のほどをよろしくお願ひします。

(国際課)

わかりました。

(一由会長)

ほかにございますか。はい、どうぞ。

(増田英子委員)

今の件に関連して小児科でとても助かった例がありますので、お話しします。

3歳の男の子ですが、腸の病気があって大きな病院で手術が必要だったんです。お母さんはフィリピン出身でタガログ語しか話せなくて、とてもコミュニケーションが難しかったのですが、途中で通訳をしてくださる方がずっと通院の際についてくださったので、その子は無事に手術を終えることができました。また、その子は日本の保育園に入っていたので、数年で日本語がぺらぺらになってきますので、子供に関しては数年待っていただければ、集団生活にさえ入っていれば、日本での生活の強力なサポーターになります。大人と違って子供は数年で何の問題もなく生活できるようになり、お母さんの語学力不足を十分に補ってくれます。学校のプリントもきちんと子供が対応してくれます。以上です。

(一由会長)

はい、ありがとうございました。そういった各委員のご体験に基づく話ということも出てくるかと思いますが、ほかにございますか。

(荒井委員)

荒井です。いろいろと事業をやっている中で、いろいろな分野ごとに相談事業が出てきていますよね。それで何件あったと。

私も元行政マンでしたので思うんですが、やはり縦割りでそれぞれその分野でこういう

相談があるというのはわかっているんですけども、横のつながりでこういう相談があるよというようなことや、こういうことで悩んでいるとか、そういう相談の受け手側が横に連携して一堂に会し情報共有する場面をつくってってもらって、それで県民要望にどう県が応えていくのか、そんなようなことが必要かなと思います。

相談事業は、資料の18番の人権啓発センターが102件とか、70番のホットラインがあつて、82番では児童相談所とか、様々あります。

ホットラインが児童相談所につながるということでそこはいいと思うんですけども、それ以外の相談を受けるような分野の担当部署が、いろいろとこういうことで悩んでいるのを、やはり受け手として横の連携をとるような場面というのが大事なんじゃないかなと、ちょっと思ったんですね。

ですから、そんなようなことも含めて横の連携をしっかりとやってほしいという、思いがありますが、実際に横の連携の会議とか、そんなことはやっておられるんでしょうか、その辺をお願いしたいと思います。

(一由会長)

では、お願いします。

(山田人権・男女共同参画課長)

私どもの課の人権啓発センターでも、人権全般の相談というような形でご相談をお聞きして、必要に応じてそれぞれの機関へつなぐというようなことはさせていただいています。それから男性相談、女性相談という形で男女共同参画センターでもさせていただいてまして、こちらもやはりお聞きしたものを、私どもの相談機関の中で直接解決できるわけではないので、必要に応じてほかの機関につなぐというようなことはさせていただいています。

もう一つ、先ほどもご紹介いたしましたりんどうハートにつきましては、お話を聞きながら医療の支援であるとか、法律の支援であるとかを行っておりますが、やはり子供さんというか、高校生とか中学生とかというケースも結構多いものですから、学校と、あるいは市町村の保健師さんというような形で、それぞれの相談機関ごとに必要なところにつなぐというようなことはその場その場に応じてさせていただいておりますが、対応が難しい場合もあり、全て対応しているかという点、なかなか実際にはできていないという部分もあります。

その他県の相談機関ごとには、それぞれやはり必要な部分につなぐというようなことはさせていただいているというふうに認識をしております。

(荒井委員)

やはり県民は、どこの職場というか、担当部署に聞いているかは熟知できないわけで、そういう意味でいくと、県民がどのような思いを、傾向として最近はどういうふうに感じているのか、思っているのか、悩んでいるのかということが、いろいろな相談事を整理し合う場面をつくればより見えてくるのかなと。そうすると、見えてくればそれに対する対応策を考えていけるのかなとそういうふうに思ったものですから、できれば参考にさせていただいてまた相談事業を行っていただきたいと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

(一由会長)

ではまたご検討のほど、よろしく願いいたします。ほかにはよろしいですか。

(水本委員)

一ついいですか。人権施策、いっばいつくっていただいているんですけども、冒頭の私の意見にもあるのですが、今、私は長野市の行革の評価委員をやらせていただいております。目標値を設定して、今、どの程度の達成率にあるかといったものを毎回の会議に出していただいております。

今後、各項目ごとに、あくまで自己評価でいいのですけれども、A、B、Cぐらいのランクでどの程度の達成率といいますかを、あくまでも参考でいいのですけれども、記載いただくようご検討いただければと思います。今後、我々が見たときにもその評価がどうなのかというところで、ある程度の資料になると思います。目標といいますとどうしても数字が目標になって、それをクリアすれば達成ということになります。それも一つの目標なんですけれども、中身について、先ほど来、相談の中身ですとかいろいろご意見ありましたが、そこら辺も含めてぜひ何か評価みたいな、参考になる指標があればありがたいなと思いますので、ぜひご検討いただければというふうに思います。

(一由会長)

では、今のご意見もまた踏まえて、来年度以降、ご検討いただきたいと思います。ほかにはよろしいですか。

では、時間としてはちょうどいい時間になりましたので、ここで審議を終わりにしたいと思います。

(4) その他

(一由会長)

最後に、その他で何か事務局のほうからございますか。

はい、特にないということですので、それでは、委員各位の皆様には円滑な議事の進行にご協力いただき、また活発なご意見、それぞれのお立場から出していただけてまことにありがとうございました。

以上で本日の審議事項を終わらせていただきます。進行を事務局にお返しします。

(山田人権・男女共同参画課長)

ありがとうございました。私ども県の人権施策につきまして、さまざまな観点から大変貴重なご意見をちょうだいいたしました。今後も引き続きそれぞれのお立場から、私どもにまたご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様方のご健勝とますますのご活躍を祈念いたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

4 閉 会

(事務局 人権・男女共同参画課 松原課長補佐兼人権尊重係長)

長時間にわたりまして、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。